

平成 23 年 7 月 11 日

【放射能健康管理対策プロジェクトチーム】

伊達市健康管理対策事業の概要

【実施事項】

1) 子ども及び乳幼児、妊産婦への支援

線量計（ガラスバッチ）の配布

妊婦・乳幼児・園児・小学生・中学生を優先対象とし、日常生活の放射線量を測定し確認することにより、子ども及び保護者の放射線に係る早期の不安解消を図る。

① 配布対象：伊達市在住の妊婦及び0歳児から中学生、約 8550 人

・小学校等 7250 人：保育所（737）、幼稚園（838）、小学校（3660）、中学校（2015）

・妊婦幼児等（保育所等以外）1197 人：妊婦（206）、乳幼児（991）

②線量測定期間

・第1回線量測定期間：8月1日～8月31日 1ヶ月間 /

③ 線量測定結果にかかる説明書

測定結果を適正に分かりやすく伝えることを目的として、市政アドバイザー矢戸先生からのアドバイス及び委託業者から雛形の提示・内容の説明をいただき、測定結果説明書を作成する。

④ 結果分析管理

結果分析管理については、筑波大学へ協力依頼し、分析方法・活用方法・管理方法などのマニュアルを作成する。

2) 特定避難勧奨地点への支援

線量計（ガラスバッチ）の配布

① 配布対象地区：上小国地区、下小国地区、石田地区（坂ノ上、八木平）、相蔑地区
約 1,450 人

② 線量計測定期間：9月1日～9月30日 1ヶ月間

【現在検討中事項】

3) 市独自の健康診査（検討中）

①検査項目

産婦：放射性物質の母乳検査

乳児：適切な時期に指定医療機関で甲状腺のエコー検査・理学的検査

幼児～中学生：すべての児が指定医療機関で甲状腺のエコー検査、理学的検査・血液検査等 高校生以上：理学的検査・血液検査・がん検診・内部被曝検査

一定要件の市民：ホールボディーカウンターによる検査。

②県民健康管理調査との整合性

検討中の①の検査項目について、市民の受診負担を軽減するため、今後実施される県民健康管理調査の内容との整合性を図る。

4) 心の健康対策（検討中）

①子どもたちへの心のケア対策

学校教育職員研修により生徒へのケアを実践

②放射能を正しく理解する講座

専門の先生による講演、質疑応答

③心の健康講座

臨床心理士、カウンセラーへ協力要請、小グループでの話し合い

5) 職員スキルアップ講座（検討中）

市職員の放射能に関する知識の向上を目的として、研修・講義等を開催する。

6) 放射能対策食事法（検討中）

①免疫力を高める食生活の推進

専門の先生の指導等をいただき、放射能対策に有効な食生活を市民へ推進する。

②調理方法の講習会の開催、情報の提供

放射線量を減ずる調理方法の講習会を開催するとともに、当該情報の収集・提供を行う。

7) 放射能に負けない宣言（検討中）

①市民健康管理計画の策定

県民健康管理調査と整合した健康管理計画を策定、定期検査の徹底

②長期データ累積活用システムの確立

市民の健康管理に有効なデータを、長期にわたり蓄積し、また活用できるシステムを構築する。

③放射能情報・知識の周知

放射能に関する健康管理情報を、瞬時に又は定期的に市民へ提供・公表する。

伊達市除染対策事業の概要

伊達市除染対策プロジェクトチーム

市内全域を除染

基本的には、市内全域の「除染」を行ないます。市の面積は、右表のとおり。優先順位としては、宅地・住居、学校などの公共建物、農地など、最後に山林を行ないます。平行して行なっていく場合も出てきます。

除染の内容

宅地・住居の除染を最優先して行います。雨どいや側溝、家の周囲の掃除など、市民の皆さんができることと、危険な作業となる2階の雨どいの掃除や特殊な機械を使用するアスファルトの削り取りなど、専門の業者などが行なうことを分けて進めます。

学校などの除染も、これと平行して進めていきます。

地目	面積(km ²)	比率(%)
田	21.95	8.28
畑	48.66	18.36
宅地	14.37	5.42
池沼	0.18	0.07
山林	101.78	38.39
牧場	0.03	0.01
原野	3.11	1.17
雑種地	3.44	1.30
その他	71.58	27.00
計	265.1	100

資料：固定資産税概要調書

廃棄物の処理が課題

除染を行なうにあたって、最大の課題は、放射性廃棄物の処分となります。除染の基本は「封じ込める」こと。散らかすことではないので、最初から高圧洗浄機で洗い流すのではなく、雨どいや側溝のドロはていねいに取り、厚手のビニール袋などに入れて保管しておく必要があります。

一次仮置き場…自宅の遠いところ(屋敷の北西の隅)

二次仮置き場…行政区・町内会の空き地、耕作放棄地

最終仮置き場…市有地

世帯数	21,840
事業所数	3,104
市道	1,287km

逆に言えば、廃棄物の処分についての理解・コンセンサスが「除染」の前提となります。

具体的な作業

実際の除染作業は、線量の高い雨どいや側溝のドロや土を、ていねいに取り除くことが原則です。十分に取り除いてから、高圧洗浄機で洗い流します。

庭の表土も、ポリオンなどの液体で固めて、1cmをていねいに剥がします。重機で5cm～10cmも剥がしてしまえば、廃棄物が増えてしまい処分に困ります。

2階の雨どいや、アスファルトの除染(削り取り)などは、専門の方に別途行なってもらいます。

1件のお宅を完璧に除染しようとする、50～60人日が必要。千人で20チーム編成しても、全部の建物を除染し終えるのに3年以上かかる計算。もちろん、金額も膨大になります。

そこで、上記のように、自分たちでできる部分については、自分たちでやうた方が早めに安心できます。どのくらいなら安全なのかを議論するのではなく、「合理的に達成可能な限り被ばくを低減する。」(ALARAの原則)ことが大切です。

今後の進め方

除染は、長期間になると思われますし、1回で終わるものではありません。今後「伊達市除染計画」を策定し、計画的に実行していきます。

当面行ふべきは、住民の皆さんに、上記のことを分かっていただくことです。7月中旬(15日～25日)に、各総合支所単位で、行政区長さん、町内会長さんを対象としての勉強会・説明会を開催。その後、もう少し小さな単位(行政区・町内会)での説明会も随時行ないます。この間、県とも協力して除染の指針づくりを行い、マニュアルなどを示し、それに沿って「除染」を実践をしていきます。モデル地区による実証実験も行っていきます。

農地についても、実証実験などを行ないながら、除染に結び付けていきます。

